

# 12月定例会が18日間の会期で開催

開会 11月27日～閉会 12月14日

本定例会において、予算案件14件、条例の改正8件、規約の改正1件、訴えの提起1件が上程され、いずれも原案通り可決しました。

また、一般質問には11人が登壇し市政を質しました。

12月定例会に提出された、予算・条例・報告等の概要は次のとおりです。

## ◆ 予算関係

平成29年度

一般会計補正予算

1億8496万円の減額

特別会計補正予算

国民健康保険特別会計

(事業) 241万円の減額

(直診) 28万円の減額

介護保険特別会計

(保険) 2058万円の増額

(事業) 1256万円の減額

公共下水道事業特別会計

439万円の減額

特定環境保全公共下水道事業特別会計

19万円の減額

農村下水道事業特別会計

79万円の増額

下水道汚泥処理事業特別会計

925万円の減額

情報施設特別会計

1572万円の増額

水道事業会計

279万円の減額

計14件

## ◆ 条例関係

改正議案8件

○ 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

● 居宅介護福祉用具購入費(要介護認定者)に係る市独自基準を、介護予防福祉用具購入費(要支援認定者)に拡充するための改正及び、介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正。

○ 飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について

● 差額室料の改定(新たに2人部屋を設定)による改正。

○ 飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について

● 数河緑地広場の代表地番の修正及び流葉休養園管理センターの廃止に伴う改正。

○ 飛騨市職員の給与に関する

● 人事院勧告に基づく職員給与と改定等に伴う改正。

○ 飛騨市一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例について

● 人事院勧告に基づく一般職の任期付職員の給与と改定に伴う改正。

○ 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

● 人事院勧告に基づく期末手当の期別支給割合の改定に伴う改正。

○ 飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

● 人事院勧告に基づく期末手当の期別支給割合の改定に伴う改正。

○ 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

● 人事院勧告に基づく期末手当に関する改正。

○ 飛騨市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について

● 岐阜県市町村職員退職手当組合の規約改正について総務大臣許可を求めため、構成団体の議決を求めるもの。

○ 訴えの提起について

● 飛騨市クリーンセンターの火災に関する損害賠償金の請求に対し相手方が支払いに応じなかったことを受けて訴えを提起する。

○ 訴えの相手方 大阪市此花区 エスエヌ環境テクノロジーズ株式会社

○ 損害賠償の額の決定について

● 神岡循環乗合タクシー委託事業者が運行中乗合タクシーに相手方車両が接触した物損事故。市の過失割合10%。損害賠償の額12,322円

条例等の一部を改正する条例について

○ 人事院勧告に基づく職員給与と改定等に伴う改正。

○ 飛騨市一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例について

● 人事院勧告に基づく一般職の任期付職員の給与と改定に伴う改正。

○ 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

● 人事院勧告に基づく期末手当の期別支給割合の改定に伴う改正。

○ 飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

● 人事院勧告に基づく期末手当の期別支給割合の改定に伴う改正。

○ 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

● 人事院勧告に基づく期末手当に関する改正。

○ 飛騨市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について

● 岐阜県市町村職員退職手当組合の規約改正について総務大臣許可を求めため、構成団体の議決を求めるもの。

○ 訴えの提起について

● 飛騨市クリーンセンターの火災に関する損害賠償金の請求に対し相手方が支払いに応じなかったことを受けて訴えを提起する。

○ 訴えの相手方 大阪市此花区 エスエヌ環境テクノロジーズ株式会社

○ 損害賠償の額の決定について

● 神岡循環乗合タクシー委託事業者が運行中乗合タクシーに相手方車両が接触した物損事故。市の過失割合10%。損害賠償の額12,322円

## ◆ その他

当の期別支給割合の改定に伴う改正。

○ 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について

● 岐阜県市町村職員退職手当組合の規約改正について総務大臣許可を求めため、構成団体の議決を求めるもの。

○ 訴えの提起について

● 飛騨市クリーンセンターの火災に関する損害賠償金の請求に対し相手方が支払いに応じなかったことを受けて訴えを提起する。

○ 訴えの相手方 大阪市此花区 エスエヌ環境テクノロジーズ株式会社

○ 損害賠償の額の決定について

● 神岡循環乗合タクシー委託事業者が運行中乗合タクシーに相手方車両が接触した物損事故。市の過失割合10%。損害賠償の額12,322円

○ 損害賠償の額の決定について

● 神岡循環乗合タクシー委託事業者が運行中乗合タクシーに相手方車両が接触した物損事故。市の過失割合10%。損害賠償の額12,322円